

平成16年度第7回宮城県民間非営利活動促進委員会

1 開会

事務局

ただいまから平成16年度第7回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日は、小島委員、櫻井委員、鈴木委員、小澤委員、佐々木委員、藤田委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして山田会長からごあいさつをいただきます。

山田会長

新年あけましておめでとうございます。今年度もよろしく申し上げます。だいぶ風邪で欠席の方もいらっしゃいますが、大変早い時間にお集まりいただきありがとうございます。

この基本計画の見直しもだいぶ大詰めを迎えてまいりました。あと少しですので、よろしく申し上げます。

それでは簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。

事務局

では、山田会長に議事の進行をお願いします。

山田会長

皆様に既に案が回っているかと思いますが、議事にあります民間非営利活動促進基本計画の見直しについてということで、今日は、今まで御検討いただいた内容も含めて見直し案の全文が提示されています。これまで基本計画を3分割して見直してきましたが、それを繋げてありますので、それについての御説明をいただいた上で御意見をいただきたいと思っております。

それでは事務局よろしく申し上げます。

菊地NPO活動促進室主任主査

資料ですが、皆様のお手元にお配りしている民間非営利活動促進基本計画案としました資料1、11月22日に開催された促進委員会で皆様からいろいろ意見が出ております。これをまとめたものが資料2です。

今、山田会長からもお話しがありましたとおり、これまで基本計画を3分割して御検討いただいた経緯があるのですが、それらを繋げてみたのが資料1になるわけですが、今回は目次と体系図を追加し、さらに第1章から第5章までの本文、それと参考資料ということで、これは現行の基本計画にも付けているのですが、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」を添付して1冊にまとめました。

それで、この基本計画の検討ですが、文章に入る前に体系図を皆様に提示し、御意見をいただきたいと思っております。

資料1の2枚目になります。ここに宮城県民間非営利活動促進基本計画施策体系図を示

しております。

今回、「県民の自発的な活動の促進による活力と多様性のある地域社会の実現」を目標として提示しました。

この目標については、現行では「真に豊かな安心とゆとりの地域づくり、だれもが参加・参画でき、多様な主体が協働する社会の実現【NPOとのパートナーシップによる市民社会】」というふうに目標が掲げられています。この目標は、宮城県の総合計画から抜粋してあるのですが、今回見直しに当たり、目標を県の総合計画から抜き出すよりは、実際に基本計画自体は条例の中で基本計画を立てることになっていることを考えれば条例から目標を持ってきた方がいいのではないだろうかと考えました。資料1の21ページをお開きいただきたいのですが、ここに宮城県の民間非営利活動を促進するための条例が掲載されていますが、前文の後段で、「私たちは」から始まり「県民の自発的な意義を再確認し、その健全な発展を促進することにより・・・」と続いているのですが、この部分から抜粋して「活力と多様性のある地域社会の実現」に目標を修正したものです。

また体系図にお戻りいただきたいのですが、目標の下に、具体的には第3章以降の話になるのですが、基本方針として「NPO活動の支援・促進」、「NPOとのパートナーシップの確立」という2本。右側に線が引いてありますが、施策の柱としてそれぞれ2つつ掲げられています。さらに括弧書きで、今回の計画案で言えば第4章の施策と事業が記載しています。このような形で施策体系をまとめました。また、施策と事業のコメントもその下に記載しています。

はじめにこの体系図に関して御意見をいただきたいと思っております。

山田会長

今話がありましたように、本文に入る前に体系図について、このような考え方でよろしいかどうかを御確認いただくということですが、よろしいでしょうか。

加藤委員

体系図と本文の連動の関係についてちょっと説明をいただくと理解しやすいのですが。

菊地NPO活動促進室主任主査

体系図と本文の連動につきましては、まず体系図で「NPO活動の支援・促進」というところ、これが第3章で基本計画の基本方針として章を設けていますが、ここで「NPO活動の支援・促進」と「NPOとのパートナーシップの確立」の2本を基本計画の基本方針として掲げたということにしています。それぞれ10ページの1)の「NPO活動の促進体制の整備に関する施策」と「NPOの自立促進に関する施策」、これが基本方針の施策の柱という形で今まで検討してきたことから、これを体系図に記載しているということです。

次に、施策と事業がどのように反映されているかということについては、13ページで「第4章 施策と事業」を示していますが、例えば「NPOの促進体制の整備に関する施策」、これがこの中の施策と事業というところで「1) NPO活動促進中核機能拠点(みやぎNPOプラザ)の機能の充実」というように、3章から4章までの施策の流れをこの

図にまとめたということです。

山田会長

要するに、この体系図の基本方針は、第3章の二つの項目だということと、施策の柱と施策と事業は第4章の目次に対応して挙げているということですね。

ということで、またあとで何かありましたら意見をいただくということにしますか。それとも何かありますか。

加藤委員

これを作られるときにこの体系図をこの位置に置くわけではないですよ。

菊地NPO活動促進室主任主査

ページのことでしょうか。位置関係ですか。

加藤委員

突然このページの後ろに出てくることから疑問を最初に持ちちゃうんです。参考資料としてつくとか、別表でつくのか、ここに置くものなのか。

山田会長

最初に置きたいということでしょうか。

菊地NPO活動促進室主任主査

最初に置いた方が施策の流れが分かるのではという考えから、目次の裏側、章が始まるページの前に置いたわけです。現行の基本計画でも章が始まる前段で示していたので、今回も同様にしてはどうかと考えこのようなページの編成にしておりました。この件について御意見があればいただきたいと思います。

山田会長

どうでしょうか。ちょっと唐突な感じがしますが。

加藤委員

一番下に1行何かこういう構造をしていますというものがあれば。

山田会長

一番下か、先頭でもいいですよ。

加藤委員

注意書きがあればいいと言う感じがしますが。

山田会長

もしここに添えるのであれば、一番最初にこの計画における施策の構成はこのようにな

っておりますという説明を付けていただくということにしますか。

加藤委員

3章と4章からこの構図を付けておりますとか。

山田会長

では、この位置でいいのでちょっと説明を加えていただくと。全体を見て、各章の中身が少し動いた場合はここにも影響があると思いますが、概ねこういう考え方で進めていただくことでよろしいですか。

とりあえず前に進みたいと思いますので、第1章から説明よろしくをお願いします。

菊地NPO活動促進室主任主査

それでは章の内容につきまして若干話をさせていただきます。今回、第1章から第5章まで全文を繋げてみました。そうしましたところ、やはり事務局側でも言い回しや表記の不足に気付いたことから適宜修正をさせていただきました。

なお、これにつきましては、このような内容で作りましたということを昨年末で大変申し訳ありませんでしたが皆様にメールで遅らせていただいたわけですが、今回改めて紙ベースで御提示させていただきます。

基本的に、例えば第1章で 政策形成プロセスへの市民参加の機会とか、 といった太字で二重下線が引いてありますが、これらの部分は前回の促進委員会で皆様から出された意見、これが資料2になりますが、それをふまえて訂正したところ です。これにつきましては、全部説明するというのは省略させていただきますが、例えば2ページ目の「3 宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しの必要性」についてですが、この部分では と として追加させていただきました。特に、前回の促進委員会で御意見をいただいた中で、県でNPO活動実態・意向調査を実施したものの検証結果があまり入っていない感じがするという意見もありましたが、全文を繋げたところ事務局でも何か情報として足りないのではと思いましたので、具体的な課題を提示した方が良くと考え、 を追加しています。

また、市町村のばらつきというか、地域格差の部分ももう少し盛り込むべきではないかという意見もありましたので、それも として文章に追加しました。

このような感じで、文章全体にわたり から まで追加・修正を適宜行いました。

「第2章 基本計画の視点」ですが、ここで皆様にお話しをしたいのですが、9ページをお開きください。

この9ページですが、第2章の「5 行政の課題や今後望まれること」の「4)参加機会の拡充」という見出しです。既にお気づきかと思いますが、前回までは「行政の外郭団体の見直し」になっていました。本計画の見直しに当たり、実際に外郭団体の見直しの担当課である行政管理課と、現行計画と同様に外郭団体の見直しという項目を設けたいがどうかという話をしました。そうしたところ、行政管理課からは、行政の外郭団体の見直しについては、それ自体は公社等の県の関与を適正化し、公社等の自立的運営を促すことを目的としたものであり、あくまでも公社等で行っている業務や委託している業務をNPOだけに移行させるということが目的ではないということから、民間非営利活動促進基本計画とは関連性が低いのではないかという話をされました。ただ、私どもも、結果的にでも

NPOに業務が移行するのであればそれは参加機会の拡充になるので広くとらえていいのではないかと思ひ、タイトルを、確かに「外郭団体の見直し」ではストレートすぎるという感じもありましたので、「参加機会の拡充」とし、内容も広くとらえるような形にしてはどうかということで前回までのものに修正を加え、この場で代替案として提示させていただきます。この代替案につきましては行政管理課との調整を済ませておりません。ですので、今日、皆様から御意見をいただいた後に再度行政管理課と調整することとなります。皆様から御意見をお聞かせいただきたいと思います。

第3章と第4章、第5章につきましては、基本的に今まで促進委員会で出された意見をふまえ修正をしております。特段、大きな変更はございません。

このような形で全文を繋げてみました。これを改めて御提示させていただき、皆様から御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

山田会長

このまとめていただいた中で、小さな丸数字が書かれているところが以前皆様から出された意見を受けて訂正した部分であるということと、第2章の外郭団体の扱いについて皆様から御意見をいただきたいと思いますということ。それから、全体を通してこういうまとめ方でよろしいのかどうかということについて御意見いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

加藤委員

今の外郭団体の件は、これくらいでも表現が載っていたらいいのではないかと思いますので、調整していただきたいし、向こうがダメと言ってもこれくらいは載せたらどうでしょうかということですね。

14ページですが、中間支援組織関連の表現が3箇所ほどあるところで、できたらこのようにしてはどうかというところがあるのですが、行政が設置をしている中間支援の施設と民間の支援組織がごちゃごちゃになるかなということとを前に大久保委員からも議論が出たことがあると思いますが。14ページの下に地域におけるNPOの支援・促進のところ、「県内いくつかの圏域で市町村とNPOの協働によるNPO中間支援センターが設置され」と書いてありますが、例えば気仙沼は協働ではなく市直轄で作っているわけです。しかも、センターの設置と整備と言っていますが、これはあくまでも公共施設なので、そういう意味で中間支援という言い方はいろいろな意味を入れて言っているのです、これについては中間支援と言うよりはNPOへの支援施設という言い方をここではして、協働の場合もあれば直轄の整備もあり得るわけですね。県が直轄で整備した地方のものはないわけですから、市町村が整備をすることについて少なくとも県が促進なり側面から支援をするということだとここは思うんです。県が地方機関でそういう施設を作るのであれば話は別ですが。それが一つ。

その次に中間支援組織への支援というのがあり、これはそのような施設への支援とは別ということであれば、民間中間支援組織というふうにはここは呼ぶのか、それとも、そのような施設の管理に関わっているところだけに限定した話になっているのかというのがよく分からないので、少なくとも民間の支援組織で施設と無関係で存在しているところも含めて、新しくもそういうところが出てくると思うのですが、そういう連携を取る相手として、

民間のNPOを想定しているならそういう書き方をし、両方想定するなら公共施設と民間の支援組織の双方を対象に支援や連携を考えますというふうに書いていただいて、さらに17ページの3)に「中間支援組織を、NPOと行政の円滑な結び手としてとらえ・・・」というの、中間支援の施設のことについて、当然その施設に組織はあるのですが、施設のことを言っているのか民間の支援組織のことを言うのか、両方言うならあえて両方を明記したほうが話は分かりやすいと思います。

山田会長
中間支援センターという表現を整理して。

加藤委員
全体を整理して両方並べた方がいいところは両方並べると。

山田会長
特に、中間支援センターというのを何を指しているのか分かりにくいところがありますね。では、その中間支援に関わる用語等について、それが組織なのか施設なのか、それから民間なのか地方自治体なのか、それらを少し整理して表現していただきたいということでした。

加藤委員
役所の出先もNPO中間支援組織ではあるんですよね。やっぱり官か民かをはっきりさせることと施設か組織かをはっきりさせることですね。

山田会長
官と民、それから組織と施設、これらが曖昧にならないように。特に、中間支援センターと読んだときに、何を指しているのかぱっととらえられないところがあったと私も思いますので、少し御検討いただければと思います。
この中間支援に関わる部分についてはこれでよろしいですか。

大久保委員
NPO支援施設というのは、それを運営しているのは民間であったり行政であったりするの分かるのですが、NPOの支援組織という部類の中に行政が入るというイメージは私は持っていないのですが。

加藤委員
支援組織と書けば民間だとみんなが思ってくれるとは限らないという話しだと思いません。

大久保委員
あえて。はい。分かりました。

青山NPO活動促進室長

加藤委員がおっしゃるように広義の組織というんでしょうか、センターを設置しているところも含めたと捉えるものもあるかもしれないですね。こちらでもよく整理していませんでした。

加藤委員

プラザというときは施設も表すし、組織も表すし、ずっと説明されていますから。

渡邊環境生活部次長

中間支援センターに関してはおっしゃるように施設であるということをもう少し明確にする必要があるんですが、中間支援組織（インターメディアリー）については11頁で定義してあります。

山田会長

そうですね。それでは、この中間支援に関わる場所はよろしいですか。それ以外はいかがでしょうか。

大久保委員

2ページの意向調査をふまえて書いている部分ですが、当然それは盛り込まれていると思うのですが、基本的に5年間いろいろな施策をやって転換してきた中での意向調査をしたわけですので、依然としてNPO活動に関する社会的認知や県が実施しているNPO関連施策の周知をより一層促進する必要があるということは確認されているわけですが、その次の人材・資金・活動拠点などの施策に関する施策を求める声が大きいいいことは、今までも5年間の計画の中で実施されてきているけれども、この後もより継続的な施策を求められているという意味だと思えますね。これまでの5年間というのが事前にあるので、さらに求める声、あるいは継続的にとか、今までやってきた5年間をふまえての続きというイメージが出る文にした方がよいと思います。

山田会長

他はよろしいですか。

この2ページの見直しの必要性の最後ですが、「促進を積極的に図っていくことが大きな課題であると考えられます」ということで終わっているのですが、見直しの必要性があるということをあまり言ってないような気がします。これでいいですか。要するに、だから見直しが必要であるとか、以下の理由で見直しが必要であるというのが書かれていないかなと思いますが。根拠だけは示されているけど。

菊地NPO活動促進室主任主査

文脈として、冒頭で必要性を述べて基本計画の見直しを行いましたとしているので、その順番を変えるなど、こちらで検討してみたいと思います。

山田会長

それから、これは私がこういう分野についてあまり分からないからなのかもしれませんが、「運動体としての側面と事業体としての側面の二つの側面をNPOは有します」とありますが、これの定義については皆さんよろしいですか。

青山NPO活動促進室長

確か、加藤委員からの御提案について、おっしゃるとおりということで入れてみたのですがどうでしょうか。

加藤委員

おそらく提案して、こちらの原稿で私の方で書いていたのは、どうしても社会サービスというか公共の新しい担い手なんだということが異常に強調されていますよね。そこだけが言われると、それ以外の運動体としての側面というものがやっぱり見えない。アドボカシーも含めてちゃんと書いてあるのが行政の文書では少ない。それをはっきりとここで認めた方がいいのではないかとということで「運動体」と「事業体」としたのですが、もし足すとすると、運動体と事業体という一種の教育機関という主体としての要素というものは実は非常に重要だと私はこのごろ運動と事業と教育の3つを並べて話すようにしているのですが、もしこれら3つを側面にしてしまうというのも変ですが、教育も入れたいなというのが本当はあるんですね。ただ、それを入れるとややこしくなるかもしれないし、一般的にはこの二つで分かりやすいかなと思っています。

渡邊環境生活部次長

例えば、問題の存在を社会にアピールし、解決に向けた動きを起こしていく運動体としての側面、これは単独のNPOだけではなくて周りに働きかけをして、その課題について社会的に解決しようよというアピールをしていくという運動の側面、その後の、実際に解決のための取組を行うと。これが、NPO自らが事業を起こすということなので、例えば、「実際に解決のため自ら取組を行う事業体として」というように「自ら」を入れればよりクリアになるのではないかと思います。

山田会長

そうですね。多分、あまりこのような文章に慣れていない方が読んだときに、運動体と事業体というのは何か固有の意味があるのかなというふうに感じる人がいるかなとちょっと思ったものですから。

加藤委員

定義してあるから大丈夫じゃないですか。

山田会長

要するに、運動の主体と事業の主体というのを言っているんですね。そのまま括弧書きで読むと、何か特定の意味があるのか、私はよく知らないなあというふうにとられるとい

けないかなと思って。まあ，基本的には大丈夫ですね。

加藤委員

よく使いますね。

山田会長

さっきの加藤委員のお話だと，中間支援に係るところはいいと思うのですが，10ページの1) で「NPOプラザの機能の充実や中間支援センターの整備を促進します」というところがあり，この中間支援センターもさっきと関連して手を入れた方がいいですね。ここを読んでいて，これが何を指すのか分からないところがあったので。さっきの話に対応して手を入れていただいた方がいいですね。施設だけかという話になりますね。

加藤委員

情報や，例えば相談など何らかの機能を有する地域の拠点を整備するという言い方をしたほうが，それがあとで公的施設になるとか支援センターになるという話になるので，ここは幅広く書いた方がいい。

山田会長

20ページですが，これも引っかけたのですが，文脈の話ですが，19ページで庁内におけるNPOの推進体制の話をしています。それで，4)で施策の把握としてありますが，施策の把握自体はいいのですが，この中に書いてあることはNPOとの協働実態を定期的に把握しますということなんですね。読んでいて，これが施策の把握とちょっと違うのではないかと思ったんです。タイトルと内容が合っていないかなと。施策の把握ではなくて，NPOとの協働実態の把握。どちらを直した方が良いのか。施策の把握として，それらしいことを書いた方がいいのかということですね。

加藤委員

実施状況とか。

山田会長

施策の把握というと，何か漠としているものですから。

加藤委員

もし，施策の推進実態の把握と考えると，協働の実態だけを把握してもダメですよ。促進施策全体についての把握をきちんと考えると。それで，協働は他課についての庁内連携とここに書いてあるからいいのかな。本当は違うと思うんですね。各課においていろいろな促進策も実施しているわけですよ。昨日の新聞にも国際交流課の記事が載っていましたが，あれも促進施策ではないですか。そういうのがたくさんあって，結局実態の把握とこの計画の推進に本当は関係するのだと思うのですが，それをここでうまく書く必要があると思います。それと，把握しますで終わるのはナンセンスで，把握したあとどうするかということ。基本的にはそれを公開しながら協働で市民と共に問題の解決にNPOとと

もに取り組む。つまり、先をね。把握するということは評価するということにつながるし、見直しにもつながるのですが、把握するだけじゃないことを書いてほしい。公表と同時に検討していくとか、使う。分析したり考えていくということが活用になる。公表と活用が入ってほしいですね。

佐藤 N P O 活動促進室活動促進班長

実態としては庁内各課でも関連事業として実際にやっていますし、ホームページでも公開していますからね。

加藤委員

それで、そのことをせっかくやっているんだからまた書けばいいんじゃないですか。

山田会長

では、タイトルと内容をもう少し膨らませていただくということですね。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、これは概ねこういったところでまとめていただくということで。

それでは先に進みたいと思います。

その2につきまして御説明いただきたいと思います。

宮島 N P O 活動促進室主事

宮島と申します。よろしく申し上げます。

資料の3として本日お配りした中に、「N P O と行政の協働マニュアル（案）」というのがあるかと思いますが、こちらは昨年8月に開催されました第4回の促進委員会で協働マニュアルを策定したいという趣旨と一緒に御説明していたところですが、基本計画との同時進行でこちらの見直しをするというよりは、時期を見て、基本計画の内容がほぼ固まった段階で取りかかった方が良いのではないかの御意見をいただいておりますので、本日の促進委員会で事務局案としてお見せするのが適当と判断し、今回お配りしているところです。

マニュアルの内容ですが、目次から始まり、第1章は「N P O の基礎知識」、第2章は「宮城県のN P O の状況」、それから第3章は「行政とN P O が協働する場合」ということで、主な章立てとしては3本による構成です。こちらにつきましては、一番初めにお配りした時にもお話ししましたが、対象者は県庁のN P O と接する機会が少ない職員も読みとれるような内容とボリュームで作りたいということからこのような構成にしています。

前回の促進委員会では目次の部分と第1章の基礎知識という基本部分だけをお見せしましたが、お見せした内容について委員の皆様から若干意見もいただいておりますので、それらを組み入れて再度手を加え、さらに2章目と3章目を追加して示しています。初めて内容をお見せしているので、今ここで意見をくださいというのは難しいと思いますので、お持ち帰りにはなってしまうかもしれませんがこのマニュアルを一読していただきたいと思います。言葉の間違いやこういったことをもっと知ってほしいということがあると思いますし、事務局側でも内容は見ているつもりですが、抜けているところもあるかと思っておりますので、忌

憚のない御意見をいただければと思っています。

意見につきましては、基本計画の方でも行っていたようにFAXやメールでいただければまとめやすいと思いますし、時間も束縛しないので、御質問や御意見をいただければと思います。

山田会長

御説明はそれでよろしいですか。ではちょっと目を通していただいて、もし今出しているだけなのであれば意見をお願いします。それから、後日もできれば意見を出していただきたいということでよろしくをお願いします。

一つ質問ですが、13ページからページの下に宮城県の協働事例ということで掲載されていますが、これは上の内容と特に対応しているわけではないのですね。例えば、「1情報公開・意見交換」に対応した協働事例として、各ページに掲載されているということですか。

宮島NPO活動促進室主事

そのつもりで掲載しています。

山田会長

そうなんですね。分かりました。

木村委員

大変素晴らしい内容のマニュアルでなんですが、これはどの範囲に配付するのでしょうか。後ろを見ますと庁内のようなんですが、非常に素晴らしいできあがりなので、逆に我々NPOの方でもすごく欲しいマニュアルだと思いましたし、石巻市でも実は委託を受けて石巻NPOセンターとの協働で作った協働マニュアルというのがあるのですが、それをさらにかみ砕いて非常に分かりやすいので、是非、できれば県内のNPOにもお配りしていただければいいのではないかと思ったのですが。

山田会長

これは行政向けということなんですが。

宮島NPO活動促進室主事

もちろんホームページで公開しますし、また、行政職員向けという内容で作っているので、できれば県職員に限らず市町村の職員にも見ていただければと思っています。

山田会長

「はじめに」のところは、特に県職員用とは書いていないんですね。

宮島NPO活動促進室主事

最初の方に「宮城県職員全員が・・・」と記載しています。

山田会長

今の話は市町村職員はもちろん、NPOの皆さんにもということですが、NPOの皆さんとなるとそれこそ協働で協働マニュアルを作るという形で出した方がいいと思いますので、それは別途考えた方がいいかもしれませんね。市町村職員の方には大いに読んでもらいたいですね。ですので、「はじめに」のところにそのようなことを、活用いただければということ盛り込むとか。

大久保委員

冊子にはするんですか。

佐藤NPO活動促進室長

冊子にはしないです。

加藤委員

ホームページで出てれば。

大久保委員

市町村の担当くらいにはペーパーで配ったらどうでしょうか。

青山NPO活動促進室長

市町村には文書で参考に送付したいと思います。

山田会長

県庁職員が読んでいるということであれば、市町村職員も読まなければならないという気持ちになると思います。

事例の方はいかがですか。もし、もっといい事例があるというのであれば。

まあ、市町村職員にもということになると、市町村でうまくやっている部分も掲載してあげたい気もありますが、そうやり出すと別な仕事にもなってしまいますから。

渡邊環境生活部次長

そうですね。不忘アザレアとか宮城県に特徴的な例もありますね。

加藤委員

県のものでと言ったらいいんじゃないんですか。

山田会長

これは、日程的にはいつ頃まで意見をいただきたいというのはありますか。

青山NPO活動促進室長

マニュアルの完成自体は年度内を目指してはいるのですが、皆さんの御意見の出方とかで変わるかなと。実は、これは今後の促進委員会のスケジュールにも絡む問題で、その話

も含めると、もともとは2月16日に設定してありましたが、予定どおりに行うということであればマニュアルへの御意見はその1週間前くらいに意見をいただき、訂正したものを16日に議論するということが良いかと思えます。先ほど、基本計画については意見をいただけたので、16日に再度提出するのかもしれないのかということについては後ほど皆さんに御意見を伺おうと思っていたところでした。今日は出席の方もたまたま少ないということもあったので。

山田会長

もし2月16日だとすると、1月末までには御意見をいただいた方がありがたいということですか。

青山NPO活動促進室長

2月7日くらいまでにいただければいいと思いますが。

山田会長

今日はまだ時間の範囲内で意見を出していただいているのですが、資料3の協働マニュアルに関しては2月16日に最終的なとりまとめの形にしたいので、2月7日までにメール等で御意見をいただけるとありがたいというのが事務局の考え方ですので、そのようにお願いします。

大久保委員

13ページの事例に出てきている市民団体との意見交換会についてですが、市民団体というのはいわゆるNPOとは違う位置づけなんでしょうか。市民活動団体との意見交換会というのではなくて、市民団体ということなんでしょうか。NPOを前面に出してきている中で、そういった多くの町内会まで含めたある程度の広い範囲でのNPOというところでの市民団体という位置づけの意味の市民団体ということなんでしょうか。

せっかくNPOとの協働事例として挙げるのであれば、私はNPOと言えるようなところとの意見交換会をしたような事例にしていきたいと思えます。

宮島NPO活動促進室主事

NPOは入っていますが、こちらは町内会も含めているので範囲が広がっています。もう少し狭めた事例がいいということですね。

大久保委員

事例としてはありますよね。あると思うのですが。

宮島NPO活動促進室主事

探してみます。

大久保委員

例えば、去年にNPOプラザで行っていた虐待関係のNPOとの意見交換がありました

よね。ああいう事例の方がよりNPOの理解にはいいのではないかと思いました。

宮島NPO活動促進室主事

こちらの事例については、もう少し考えて適当なものを見繕いたと思います。

山田会長

そんなところでお願いします。

渡邊環境生活部次長

団体名は載せた方がよろしいですか。何かリアリティがないように感じられますか。どちらがよろしいのでしょうか。

山田会長

あまり特定のNPOに関わるイメージを与えてもいけないのか、あるいはやったことはちゃんと出した方がいいのか。どうでしょうか。まだ、これからいろいろな類似の事例もあるので、特別な名前だけ出すというのもどうかといった感じでしょうか。

加藤委員

15ページの事業協力(実行委員会)のところですが、実行委員会というものを行政側からいうと、自分たちが考える事業に市民を協力させる手法というふうに理解されているんだと思います。しかし、これは提案やいろいろなことを市民側が考えたり、双方で協議しながら対等な立場で実行委員会を起こして、役割も明快に分担したり、市民もお金を集めたりといろいろなやり方をする。実行委員会は正しくやると協働の一番いいケースになり得るものなんです。ただ、この記載されているケースはボランティアが協力している施設ボランティアのケースなので、実行委員会のケースではない。事業協力を重きが置かれているのではないかと思う。どうも事業協力と実行委員会をこういうセットにして出すこと自体があまりピンとこないなというふうに私は思います。これはそのへんがちょっとどうか。共催というのに近いかな。実行委員会でもいいのですが、実行委員会の場合は団体と団体で実行委員会を作る場合もあれば、そこで市民に呼びかけて市民参加型で、つまり市民と行政組織だと事業協力になってしまうというあたりが本当は分かればいいんですけどねという感じがします。

山田会長

そうですね。これは別にした方がいいのか。

加藤委員

正しい実行委員会というのができればモデル的に書いていただいた方が努力をその方向ですと思っていますけど。事業協力は得意ですから推奨しなくてもいいです。

大久保委員

実行委員会形式のやり方は、行政は一般市民に向けてこれまでもずっとやってきている

んですよね。それで、これまでのやり方のほとんどが行政が主導権を握り、事務局を担い、意見を聞く場であったりそれから動く時に個人個人の人たちがみんなボランタリーに動くというような個人との結びつきの実行委員会形式が非常に多く、それを協働の第一に取り上げられてきた経緯も実はあったりします。

それがNPOの促進をしていくにあたって非常に前面に打ち出されることについては、私たちにとってはちょっと違うのではないかと思っています。仙台市の場合にもそれが結構多かったことがあって、それはちょっと違うのではないかという話をしたこともあります。これまでの経緯からすると、実行委員会を組めばもうNPOとの協働かにとらえられかねない。そうではなくて、継続性があるからこそ、事業をちゃんと協働でやっていけるし、パートナーとしてやっていけるということを考えると、実行委員会は基本的には一つのことが終われば解散してしまうという形のもので、先ほど加藤委員がおっしゃったように、団体が連携して一つの事業を展開していくための実行委員会ということであれば個々の組織とのつながりがあるわけで、次の展開というものがもちろん見えてくるわけですが、やはり個人的な形での集まりの実行委員会形式が非常に多いものですから、そういったことと同じにとらえられての協働というふうには受け取られかねないような出し方はできれば避けた方がいいのではないかと思います。

山田会長

この15ページについては今の御意見をふまえて御検討いただくということでよろしいですね。

加藤委員

できればそういう問題点を乗り越えるために手法はこういう手がありますと書いたほうがいいと思います。

渡邊環境生活部次長

みやぎNPO夢ファンドにおけるせんだい・みやぎNPOセンターと県との協働の形というのは、どの事例としてふさわしいでしょうか。あれはまた別な形でしょうか。

加藤委員

ここの1から7の形態自体に無理がある。極端にいうと無理がある。これは横浜コードのいちばん事業の手法とほとんどが同じ手法なので。少し変えています。ですから、私はそのこと自体で協働を説明するには無理があって、これは協働の具体的な手だてに過ぎなくて、その一つ上の段階で今おっしゃったような枠組みを説明するものがないと本当は協働は理解できないんですよ。要するに、委託が協働なのかとか実行委員会が協働なのかという話になってしまうんですよ。行政の職員がこれを読むと。基本的にはその構造がいちばん問題だと。あとで意見を出そうと思いますが、そこが分からないとちょっと難しいんじゃないのという感じがします。

武田みやぎNPOプラザ館長

加藤さんの書籍、これは4つに分かれていて説明されて非常に分かりやすいですね。

事務局としても参考にしていただければと思うんですけど。

加藤委員

もう一つは、大久保委員もおっしゃいましたが継続性の問題というのが非常にある。別にそこと委託を継続しろと言っているのではなくて。私は本当に書いて欲しいのは、政策というのは行政政策だけでなく、公共の政策の中には市民が地域で自ら取り組んでいるものも政策の担い手なんですよという概念がそもそもないと協働は始まらないんです。それがないと、協力になってしまう。

青森県の政策マーケティングというのを読んでいただくと、そこで毎年出している冊子は全部、政策とは暮らしを良くするための取組のことであり、担い手は行政もあるけれども市民もNPOも企業も個人も全部担い手なのだということが明示されているんですね。だからこそ、市民自らが地域の問題に取り組んでいることは公共的な市民の地域政策であり、それと行政の政策を協働に持ち込むという話が出てくるんですね。それが全然ないと、結局、委託の手法の話にしかならない。どうしても、行政側の今までもっている旧来のやり方の上で説明するということになりやすいということです。政策とか戦略の協働があって個別事業を協働するという話にいちばんなりにくい。マニュアルのいちばんの問題点だと思う。武田館長がおっしゃるように、そこが表現されればいちばんいいと思います。

山田会長

今の話ですと、3章の必要性の後か前になるのか分かりませんが、協働の基本的な考え方みたいなものがあって、その大きな枠組みを示してからということ。

加藤委員

形態の前にその説明が2頁くらいあるというのが本当は理想的ですよ。

山田会長

そうですね。そのへんも御検討いただくと。これは別に枚数に制限があるわけではないんですよ。

加藤委員

なるべく薄くしようというのはいいと思うんです、私は。参考になるような協働の報告書とか御覧に入れますので。

山田会長

では、この協働マニュアルにつきましては、2月7日までにできれば御意見をいただきたいということをお願いします。

その他、それ以外に何かありますでしょうか。

青山NPO活動促進室長

基本計画の進め方の御相談ですが、先ほどいくつ御指摘いただきまして、事務局でも表現などを検討して反映させたいと思いますが、率直に言って2月16日に委員会の開催

予定はしていますが，そこでもう一度訂正したものを御提案し確認いただくということでよろしいのか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

パブリックコメントをかける前に再度委員会のほうにお諮りした方がいいのかあるいは今日いただいた意見を基に事務局のほうで最終的にとりまとめてパブリックコメントにかけてよろしいのかということですが。

加藤委員

パブリックコメントは早くなるんですか。

青山NPO活動促進室長

早くできるということです。当然、パブリックコメントを実施する前にはメールか何かで送るようにはしますが。

パブリックコメントはホームページ等による手法と，できれば一部の圏域での説明会，意見を聴く会ができればいいと思っています。この部分はまだ調整中ですが。事務局としては欠席の方が多いというのも気になっているので，皆さんの御見解をいただいとったのですが。

山田会長

基本的には概ね御了解をいただいて，修正や追加をするしても細部だと思しますので，次のステップに進めていただいていいような気がします。ただ，パブリックコメントに出す前には，このような形で出すというのを皆さんにお知らせしていただくというのと，どうせパブリックコメントの結果，若干手を入れたりということもあり得ますので，もし何かあればその時で可能ですよね。

青山NPO活動促進室長

パブリックコメントが終わったらその意見を踏まえて原案を直す等、そういう議論をしなければいけないので。

山田会長

今日の御意見の出具合からすると先に進めていただいてもいいような気がするのですが，よろしいですか。

では，そのようにお願いします。

伊藤NPO活動促進室室長補佐

パブリックコメントを地域ごとに，大河原，仙台，石巻，気仙沼を含めまして，何カ所かやりたいということで考えておりますが，今日の意見を計画案に反映させていいということであれば，それぞれの地域のNPOの方に集まっていただくということになるわけですが，これは別な事業ですが，プラザの事業ということでNPO法人杜の伝言板ゆるるが地域交流会というものを2月から3月にかけて行うことにしています。そこではいろいろ

とNPOの方に集まっていたので、それで今日これでよろしいというのであれば、時間の配分等の問題で必ず入れられるかどうかという話は大久保委員と話をしてみないと分かりませんが、その会場で一時間ほど時間をとっていただき説明をしたいと考えているところです。

大久保委員

来週なんですけれど、そちらは主催が3つ重なって企画が目白押しなのでちょっと難しいかなと。そのほかについては時間をゆっくりできるような方向で。

伊藤NPO活動促進室室長補佐

仙台はプラザかどこかで設定してできればと思います。

青山NPO活動促進室長

気になるのが2月3月と間が空くことです。仙台を入れられればなと思いますが。平行してホームページでも意見を聞いて。ここだけで決める訳ではないですけども。

伊藤NPO活動促進室室長補佐

調整していいのであればそれで進めたいなと思います。

山田会長

はい。進めていただいて結構です。

青山NPO活動促進室長

委員の方々にももし可能ならば御同席いただけないかなと思っております。ちょっとまだ日程と御都合の関係がありますので、そこはこちらでつめて御相談させていただきたいと思います。各地域の委員の方もいらっしゃるの。石巻であれば、木村委員や大森委員の御協力をいただければと思いますが、地元のNPOに呼びかけるという意味では非常にお二人の力が大きいと思いますので。

山田会長

それでは各委員にもよろしく申し上げます。

そうすると、パブリックコメントは圏域ごとにやっていただけるということですね。

2月16日は何をしますか。

加藤委員

マニュアルをしましょうか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

前に日程を押さえさせていただいているということもありますが、主にマニュアルについて検討していただくということもあると思いますし、または日程をずらして再度調整するというということもありますが。

山田会長

そうですね。いろいろまとめてやった方がいいかもしれませんね。
もしずらすとするといつ頃がいいですか。

加藤委員

パブリックコメントはいつからいつまでかけるんですか。

菊地NPO活動促進室主任主査

パブリックコメントを2月から行うとすれば3月中旬までの期間になると思いますが、そのへんは今後つめていきたいと思います。

山田会長

そうすると、このパブリックコメントの結果をふまえてこの促進計画の最終的な判断も必要になってきますか。

菊地NPO活動促進室主任主査

はい。最終的にはそのような流れになりますが、その検討が年度内にできるかどうかは微妙なところかなと思います。

山田会長

必ずしも年度内にしなくてもいいんですか。

青山NPO活動促進室長

9月議会での議決を考えているので、来年度の前半を使って最終整備という予定ではいなかったので。

菊地NPO活動促進室主任主査

3月中旬までパブリックコメントをした後に、どのくらい意見が出るかは分かりませんがそれらを取りまとめて、それらの意見に対する県の考え方を示すこととなりますので、ちょっとその点についてはこちらでも時間をいただかないと対応できないと思うんです。そうしますと、年度内はやはり難しいかなと考えています。

山田会長

分かりました。特に、急ぐ必要がなければということですね。それから協働マニュアルの方はどういうスケジュールでしたか。年度内ですよね。

青山NPO活動促進室長

年度内には完成できればと思っていたのですが。

山田会長

そういった意味では2月16日は協働マニュアル中心にということで、ほかは経過をお知らせいただく程度として、予定どおりやりますか。午前9時30分からの開始でしたでしょうか。

菊地NPO活動促進室主任主査

時間が午前9時30分からということで一応2時間30分確保しています。今日、欠席しております櫻井委員からは、2月16日も欠席という連絡をいただいております。今日も9時30分にお集まりいただいたわけですが、若干朝が早いとは思いますが、もしよろしければ開始を10時にずらすことは可能なんです、そのへんはいかがでしょう。櫻井委員からは、私の関係で9時30分に設定してもらったと思いますという話がありました。それで、出席できないので9時30分というのは考えないで結構です。大変申し訳ございませんという話がありましたので、それをふまえて時間をずらすことは可能かと思いますが。

山田会長

10時からにしますか。

菊地NPO活動促進室主任主査

では、10時から正午までということで予定させていただきます。

山田委員

スケジュールの件についてはそれでよろしいですか。

伊藤NPO活動促進室室長補佐

次第の4のその他について事務局から御報告します。

佐藤NPO活動促進室班長

それでは、その他について事務局から3点ほどご報告させていただくことがあります。1点目は資料4をご覧くださいなのですが、県有施設貸付（候補）団体についてということで、これにつきましては職員提案による県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点づくり事業として実施しているところですが、この平成17年度からの貸付団体を今回決定したというお知らせです。

17年度からの貸付については2番にありますように仙台高等技術専門校幸町校舎と旧岩沼警察署長宿舎、山元養護学校職員宿舎の3施設に合計7団体の応募がございました。昨年12月18日に審査選考会を実施いたしまして、委員会において提出書類やヒアリングの結果等を基に最も優れた団体を選考したところであります。

どの団体かと言いますと、1番目の仙台高等技術専門校幸町校舎ですが、こちらのほうにはみやぎいのちと人権リソースセンター、2番目の旧岩沼警察署長宿舎につきましては、特定非営利活動法人のさいしょはグー、山元養護学校職員宿舎につきましては、社会福祉法人の臥牛三敬会が選定されたところです。利用計画とか選考理由に関しましては、資料の方をご参照いただきたいと思います。

続いて2点目です。これは資料がなくて申し訳ございません。みやぎNPOプラザの平成17年度指定管理者の選定会を1月6日に開催いたしまして、委員会としてプラザの指定管理者の候補団体を選定したというところがございます。本日既に新聞報道もあったようですが、特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるを来年度からのプラザの指定管理の候補団体と選定しました。

なお、団体には既にお知らせしてありますが、正式な発表は来週前半くらいになります。その際に選定理由等を付して正式にご紹介したいと思っております。

3点目ですが、昨年2月に開設いたしましたみやぎNPO夢ファンドの関係です。ご案内のとおり既に初年度の助成は終了しております。助成を受けた団体のほうで事業を実施しているところでありますが、その事業の中間報告会を今週土曜日、15日の午後1時からみやぎNPOプラザで開催する予定です。助成先は全部で13団体だったと思いましたが、それぞれ事業の実績等をご報告いただくことになっております。ご都合等がつく方がいらっしゃれば、ぜひご参加いただければというご案内です。

以上、事務局からは3点でした。

山田会長

木村委員にもちゃんと説明していなかったので再確認をさせていただきます。

議事は、次第の1の民間非営利活動促進基本計画の見直しについてでした。それで、お手元の資料1について事務局から説明があり、これに対して若干意見が出ました。

まず、表紙をめくっていただいて目次の次のページです。ここに施策体系図が添えてありますが、こういったものを添えてよろしいかどうかというお話がありまして、添えることに関しては結構です。ただし、いきなりこの図を出すのではなくて、この図の持つ意味を冒頭に添えてこの位置に配置することという御意見が皆さんから出ました。内容につきましては、これはあとの方の3章と4章の内容の目次を拾って体系図にしてあるということです。

それから、内容についての御説明は、1ページのところから始まっていますが二重のアンダーラインが引いてある丸数字の部分が前回の委員会で皆様から出されました御意見に対応して挿入したり修正した箇所です。

2ページ目の下の ですが、ここは課題が浮き彫りになってきたというところでしたが、大久保委員の意見で、従来も対応してきたわけですがこれからも引き続きこういうことが必要だというつなぎを入れて欲しいということでした。

それから、これは内容的なことではなくて文脈上の話ですが、3ページの終わり方が見直しの必要性に対応した表現になっていないということで、「故に必要である」とか或いは「・・・の点から必要である」という文言を入れたほうが良いという意見がありました。1章に関しては以上です。

次に、2章に関しては基本的にはよろしかったと思いますが、二重のアンダーラインが引かれたところのコメントをいただいたという形で説明をいただいております。

それから、10ページからは3章ですが、ここでしばしば中間支援センターという言葉が出てくるわけですが、これが施設であったり組織であったりということで、表現に注意して中間支援施設などの表記をしながら誤解のないような表現にさせていただいたら良いのではないかと。これは4章にも関係することで、14ページあたりでも中間支援

センターという言葉が出てきますが、誤解のない表現を考えていただくという意見が出ました。

5章は20ページの「施策の把握」というところでNPOとの協働実態を定期的に把握しましょうということになっていますが、これだけでは施策の把握にはならないということと、施策の把握だけでは意味が薄いのでその後の対応をどうするかということを見出しも含めて内容を修正していただくということだったかと思います。

ちょっと私の要約が不十分なところはあとで皆様、或いは事務局から補足説明していただきたいと思います。

この基本計画に関しましては、今日の内容を修正していただいてパブリックコメントにかけていただくと。その際は、最終的に出される計画の案を皆様にも一応配付をいただくという段取りで進めていきたいと思います。

もう一つは協働マニュアルの件で、資料3です。

これにつきましては、できれば2月7日までにこれをお読みいただき、メールやFAX等で御意見をいただければ幸いですということでした。それで、今日、これについては直接議論ということではないのですが、いくつか御意見がありました。大きなところは10ページの「3章 行政とNPOとの協働」のところで、協働の必要性の前後で協働に対する考え方を入ってから具体的な協働の進め方に入った方が良いのではないかという御意見があり、そこについて引き続き御検討いただくということと、15ページに「事業協力(実行委員会)」とありますが、事業協力と実行委員会方式は本質的に違うところがあるので、ここについては再検討いただきたいということでした。

いずれにしろ作業過程ですので、それらの意見ももちろんふまえながら2月7日までに御意見を出していただき原案を取りまとめていただく。その結果を2月16日の委員会、当初9時半としていましたが10時からの開始にさせていただき、主に協働マニュアルについての御議論をしていただきたいということです。

それで、この協働マニュアルに関しては年度内に確定したいというのが県の御予定です。促進基本計画につきましてはパブリックコメントの後に、多分年度あけになるかと思いますが最終的な確認の場を設けていただきたいということでした。

以上ですが、何か忘れていたり間違っているところがあればコメントをいただきたいのですが。

ということで、稲葉委員はよろしいですか。

それでは、今日議論されたことは了承されました。

事務局

それでは議事は終了したということで、次回の促進委員会は2月16日の10時から開催しますのでよろしくお願い致します。

武田館長

番外で意見を述べさせていただきたいのですが、基本計画とあとで説明のあった資料3を比較しますと、資料3の1ページに「21世紀の市民社会の姿」ということで目指すべき姿がホプキンス大学教授の言葉として掲載されていて非常に分かりやすいのですが、かたや基本計画の一番先に説明のあった目標ですが、「活力と多様性のある地域社会の実

現」。こういう目標はなかなかイメージが湧かないといいますが、ここがきちんと説明されていないと基本方針なり施策に繋がっていかないのではないかと思います。事務局の一員として感じましたので、委員の皆様のお意見をいただけないかと思いますが。

山田会長

議論の中身になりますので、また委員会になります。確かにこの目標の一文は正直申し上げてつまらないと思っていましたので、先ほど前文をお考えいただくということでしたので、それと併せて今の御意見もこれはもう少し魅力的な内容になってもいいのかなという感じがします。

加藤委員

会長、どうですか。前文書いたら。それで行政が了承できるならできるだけ会長が書いた署名入りの前文があるほうが私はいいような気がしますけど。

佐藤NPO活動促進室活動促進班班長

今の計画は知事が前文を書いているのですけれど。

渡邊環境生活部次長

そうすると知事と会長とが繋がっていていいですね。

佐藤NPO活動促進室活動促進班班長

ワンフレーズというか、今の加藤委員のお話だとそういった経緯も含めてもっと分かりやすくというような御提案でしょうか。

渡邊次長

NPO活動を促進する目的というのをきちんと文書で会長にお書きいただくというのが美しいと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

山田会長

促進の目的ですか。ご意見をいただいてということであったほうがいいということであれば、よろしいでしょうか。いつ頃まででしたか。1月中ですね。

菊地NPO活動促進室主任主査

パブコメ自体は基本計画の内容をこんな感じでどうかというものを示したいと思いますので前文のほうはそれと同時並行でお作りいただくとか。

山田会長

あまり長くなってもうまく書けるものではないのでなるべく1月中に。

渡邊環境生活部次長

先ほどマニュアルの協働のところをもう少し加筆するよという加藤委員のお話しの中で非常に大事なことを再確認させていただきました。武田館長からもレスター・サラモンさんの言葉の引用がございました、本当に地域社会を豊かにするにはNPOや市民自身の活動と、行政の活動がそれぞれ必要です。そのことをお互いが認識しあうことから協働が始まるのだということを最初にきちんと押さえることはとても重要だと思います。

山田会長

では、前文をつけるということで。

佐藤NPO活動促進室班長

すみません。今、体系図で掲げている目標。キャッチフレーズ的なことなのですが、それはもう必要なくなるということでしょうか。

山田会長

今、武田さんがおっしゃったことはその意味も含まれていますよね。

武田館長

イメージしにくいですね。

山田会長

僕もちょっとつまらないのではないかと。

菊地NPO活動促進室主任主査

すみません。今の件について確認ですが、この体系図に掲げている目標のところを山田会長さんにお作りいただく文章で置き換えるということですか。

山田会長

そうではなくて、キャッチフレーズはキャッチフレーズで。

佐藤NPO活動促進室班長

前文の文章をもとに構成をすると。

菊地NPO活動促進室主任主査

了解しました。

山田会長

ということによろしいですか。

加藤委員

文章がきてその裏にこの図が来てその頭には文章でまとめたキャッチコピーがくれば分かりやすい。

事務局

これで第7回宮城県民間非営利活動促進委員会を閉会致します。